

令和7年11月 主な市民の声

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇アパートの区費や町内費の集金について

【ご意見・ご提案など】

アパートにお住まいの方の区費などの集金について、生活時間帯や考え方の違いでとても苦労しています。

大家さんや不動産屋さんがまとめて収めてくれるなど何か良い対策がないでしょうか？

【お返事】

区費の集金方法につきましては、それぞれの行政区の中の話し合いで決定しているため、市で介入することは難しいのが実情です。

しかしながら、市内において、入居者が家賃等と一緒に区費をアパートの管理者に支払い、その管理者がまとめて行政区に支払っている事例もあると聞いております。対象のアパートの管理者や行政区長にご相談いただきますようお願いいたします。

(担当：総務課)

◇歩道の亀裂について

【ご意見・ご提案など】

消雪パイプの水が舗装の亀裂から地下に流れ地盤が心配。整備点検はしているのでしょうか。

【お返事】

市内の道路において亀裂などが多くの箇所で発生しており、順次、修繕を実施しています。修繕は、市で損傷度合いなどを確認し、緊急性の高い箇所から実施している状況です。しかし、舗装の損傷箇所数が多いため、その全てを把握し点検できている訳ではありません。

ご指摘では、舗装の亀裂から消雪パイプの水が地下に流れ地盤が心配とのことでしたので、道路の陥没を心配しているものと推察します。

市内では、道路の側溝に近接、あるいは横断している水路の継ぎ目の隙間から道路下の土砂が吸い出されることで舗装のへこみや陥没が生じる場合があります。そのような箇所について、行政区長や市民からの通報により、その都度、市担当者が

確認しています。ご指摘の舗装の亀裂箇所の付近で、「道路外に道路下から土砂が流れ出ている」「舗装がへこんできた」などの異常が見受けられましたら、建設課までご連絡いただきますようお願いいたします。

(担当：建設課)

◇塩沢の景観等について

【ご意見・ご提案など】

塩沢町は黒一色ではなやかさが無いのと、コーヒーなどが飲めるところがない。

【お返事】

塩沢駅近くの県道仲田・塩沢線（通称牧之通り）に面した地区における、まちなみ景観についてのご質問かと推測します。

牧之通り地区では、街路整備を契機に地元住民が自主的に景観形成に取り組んだ成果として、現在の街並みが形成されています。「伝統的な雪国建築を活かしたまちなみ形成を目指した、建築物の外観・意匠の統一、色彩制限、さらに道路境界から2メートル後退した線までの自己所有地内への雁木設置」などの建築協定に基づいて整備された統一感のある街並みは様々な賞をいただいております、整備後16年が経過した現在は市内外の多くの方から認知されています。

また、牧之通りと交差して塩沢駅前に至る県道塩沢停車場・八竜新田線（通称つむぎ通り）においても街路整備が始まっており、牧之通りと同様に地域住民主体の統一ルールによる街並みづくりに取り組まれています。

今後はこれらの景観形成やまちづくりが活気やにぎわい形成につながり、様々な民間投資や新規出店などにつながることを期待しているところです。

市としても、「牧之通り」「つむぎ通り」を令和7年3月に策定した「南魚沼市景観計画」において特に重点的に景観形成に取り組む地区として「景観形成地区」に指定しており、よりきめ細やかな景観誘導と地区住民との協働による景観形成の促進による市民主体の景観まちづくりを推進してまいります。

(担当：都市計画課)

◇一人暮らし高齢者などへの買物の注文配達について

【ご意見・ご提案など】

一人暮らしなど買物のできない高齢者への食のケアについて、各地区のスーパーで注文配達のシステムを考えてはどうか。

【お返事】

南魚沼市内では、様々な業種の店舗から配達や送迎等の取組をしていただいております。それらをまとめた「南魚沼お届け電話帳」を南魚沼市社会福祉協議会が作成しています。「商品の配達」や「自宅や店舗への送迎」を行っている店舗について、業種別・地域別五十音順にまとめられており、社会福祉協議会本所のほか各支所でも配布しています。また、南魚沼市社会福祉協議会ホームページにも掲載されています。ぜひ、ご活用ください。(現在、「南魚沼お届け電話帳」は令和7年1月時点の情報で、年1回更新します。詳しくは、南魚沼市社会福祉協議会にお問い合わせください。電話 773-6911)

このほか、一部の買物困難地域への移動販売車運行や介護保険サービスによる生活支援での買物代行、シルバー人材センター事業や南魚沼市社会福祉協議会の登録ボランティア「なじよもネット」による買物代行などの取組もあります。

事業所・店舗、ボランティアなど地域の皆さんのお力添えをいただきながら、安心して暮らし続けられるような地域づくりに取り組んでいます。

また、市では高齢者をサポートするため介護高齢課に地域包括支援センターを設置しています。お困りのことがありましたらご相談ください。なお、塩沢庁舎にも地域包括支援センターがありますので相談等をお受けすることができます。

介護高齢課

南魚沼市地域包括支援センター（本庁舎） 電話 773-6675

塩沢地域包括支援センター（塩沢庁舎） 電話 782-0252

（担当：介護高齢課）

◇市議の仕事について

【ご意見・ご提案など】

市議の仕事は何をしているのですか。外に出ていろいろと見て回っているのですか。

【お返事】

自分たちの住むまちを住みやすくしていくためには、全市民が意見を出し合い、話し合うことが理想です。しかし、全員が集まり、話し合うことは現実的にはできません。そこで市民の中から選挙を通じて代表者を選び、話し合いをしてもらう仕組みをとっています。その市民の代表が議員です。市議会議員の仕事は、市民の皆さんの声を市政に届けることです。

議員が話し合う場である議会では、市長から提案された市の方針や予算、条例などについて話し合い、どうするかを決定し、地域の問題を解決するための提案をしています。

さらに、普段から市内を巡って、まちの様子や皆さんの意見を聞くことも大切な役割です。市民の皆さんとつながりながら、一緒により良い市となるよう努力しています。

(担当：議会事務局)

◇宇田沢川沿いの歩道の舗装拡張等について

【ご意見・ご提案など】

八海中学校が合併してから、中学前の歩道の拡張工事で宇田沢川沿いがきれいになりました。しかし、上原から下原新田までの歩道は旧態依然として歩行困難なものとなっています。ここは通学路でもあり、通れない場所は車道に出て万が一の危険が伴います。現在1回程度の除草作業をしていると思いますが、歩道の舗装拡張をすれば除草作業の軽減が図られます。

今、熊が毎日のように川沿いから現れる現状です。至急、川辺りの除草と歩道の舗装拡張をお願いします。

【お返事】

宇田沢川沿いの歩道（上原泉新田線）の舗装幅は、1.5mになっていますが、冬期の機械除雪実施の観点から、舗装幅を検討しているところです。実施年度については現時点でお答えすることができません。

また、除草の実施については、拡張したとしても蔓等が繁茂し歩道を覆う状況に変わりがないものと考えています。道路沿線の草刈り等の要望は市内の他地域からも多くあるため、月1回の除草はできませんが、クマから歩行者を守るという観点や道路管理上必要と判断した際には、実施してまいります。

なお、宇田沢川は新潟県の管理河川であることから、ご要望

をお伝えしていますが、年1回を予定しており、複数回は難しいと聞いています。

今後も安全、安心な道路環境の整備に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

(担当：建設課)

◇ごみ袋の表記について

【ご意見・ご提案など】

ごみ袋に「魚沼市-エコプラント魚沼」、「南魚沼市-エコプラント魚沼」と書いてあり紛らわしい。各市共通にしてほしい。住まいは南魚沼市でも魚沼市に出してややこしい。ごみステーションにときどき別の市の物が出される。積み残しがあり迷惑。

【お返事】

市内のごみ処理につきましては、旧3町合併前の体制を引き継ぎ、六日町・塩沢地域は南魚沼市のごみ処理施設で処理し、大和地域は魚沼市のごみ処理施設で処理しています。処理区域が異なることから、分かりにくい部分もあるかと思えます。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

現在、南魚沼市島新田に建設を計画している新しいごみ処理施設が供用開始（令和13年度予定）となった際は、市内全てのごみを当該施設にて処理し、指定ごみ袋も統一する予定となっています。

(担当：廃棄物対策課)

◇南魚沼市と江戸川区の交流について

【ご意見・ご提案など】

南魚沼市・江戸川区友好都市盟約5周年おめでとうございます。南魚沼市民として心からお祝い申し上げます。

今年の温泉施設オープンの時もそうでしたが、今年の8月の式典も江戸川区民の方々が大勢見えられて盛り上がっていました。温泉も入りましたが、林間学校と思われる小学生くらいの団体が楽しそうに入浴していました。東京都での南魚

沼市の認知度が上がることを期待しています。

そこで、こちら南魚沼市からも江戸川区へ出向いてイベントや両市民の交流を深めてはいかがでしょうか。南魚沼市の伝統や食文化を江戸川区民により深く伝えられたらと考えます。

【お返事】

この度は、8月の南魚沼市・江戸川区友好都市盟約5周年記念式典において、両市区関係者ととともに5周年をお祝いいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

江戸川区へ出向いてのイベントや両市区民の交流については、毎年10月の「江戸川区民まつり」に参加して、市のPRや特産品の販売を実施しています。また、市民交流としては、毎年1月に江戸川区の球技場で開催される「新春親善少年サッカー大会」に、招待チームとして市内の少年サッカーチームが参加しています。そのほか、江戸川区への寄稿やFMえどがわへの週1回の電話出演により情報発信を行っています。

これらの事業により、江戸川区では「友好都市 南魚沼市」が、ある程度認知されていると感じていますが、さらに交流を深化させるためにはご意見にもありましたとおり、より多くの交流機会の創出が必要であると考えています。また、当市と江戸川区が友好都市であることを、より周知していくことも重要だと考えています。このような課題に対して、市では現在策定中の市の最上位計画である「第三次南魚沼市総合計画」の施策の一つに「都市間連携の推進」を掲げ、市と区の住民が自発的に相互につながるよう交流活動の拡大に向けて検討を進めてまいります。

今後も活発な交流事業が実施できるよう取り組んでまいりますのでご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

(担当：秘書広報課)

◇空き家の柿の木の強制伐採について

【ご意見・ご提案など】

クマ出没対策として、空き家などに生えている柿の木を市で強制的に伐採できないでしょうか。人災が出てからでは遅いと思います。今後のためにも検討をお願いします。

【お返事】

南魚沼市では、クマによる人身被害防止対策として、クマの餌となる不要となった果実等は、適切な対応をしていただくよう市民のみなさんをお願いしているところです。

今回のご意見にある、『空家に生えている柿の木を市が強制的に伐採すること』は、柿の木を市が無断で損なう違法な行為であり実施することはできません。

しかしながら、昨今のクマ出没状況を受け、近隣の方などから心配する連絡があった場合には、空家の所有者等に対して『空家等の適切な管理の一環』として、立木等の適正な管理(不要なものの伐採等)を依頼しています。

今後、国のクマ被害対策等の内容も確認しながら、空家などに放置されている柿の木などについて、市としてどのような対応ができるかについても検討してまいります。

(担当：総務課)

◇市職員の対応について

【ご意見・ご提案など】

一般市民の声を聞こうとしないが、区長だと名乗ると態度が変化する。市民を軽んじている証拠である。全般的に市民に対してお客様感覚がないが、現場最前線以外の上級職員にはその態度がありあり現れている。見ていて何様だろうかと思う。

【お返事】

この度は、職員の対応によりご不快な思いをおかけしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

市民から見て、職員の態度に違いがあると感じられたことにつきましても、市としても重く受け止めています。職員一人一人が「市役所の代表」であることを改めて意識し、窓口や電話での対応について、市民の皆さまの立場に立った振る舞いや言動ができているか、改めて見直してまいります。

今後も市民一人一人との信頼関係を大切にしながら、これまで以上の行政サービスを目指し、管理職員も含めた対応意識の徹底に取り組んでまいります。

(担当：総務課)

◇市職員の業務について

【ご意見・ご提案など】

市報配布を行政区の者が行っているが、市職員が各々担当集落を受け持ち、配布を行いましょ。う。

今年度は国勢調査をする年であったが、これも行政区の者が行っている。市職員が配布・説明をし、提出を促し回収を図りましょ。う。

挙げたのは上記2点であるが、ほかにも何かと行政区へ仕事を下請けに出す。市の職員ができることである。公務員だからさせられない、なんてことがあるのだろうか。

何であれ、市職員を各集落の担当者として割り振りすればよいことで、いたって簡単なことである。

【お返事】

文書配布をはじめとした行政区業務にご協力を賜り、改めて感謝を申し上げます。

各行政区に市職員の担当者を割り当て、行政区業務に従事させてはとのご提案ですが、現在の市内の行政区数は232行政区、世帯数は約20,000世帯もあることから、市職員だけでは迅速、かつ、きめ細やかな対応をすることは困難であるため、行政区長や区役員の皆さまからのご協力によって成り立っているというのが現状です。

しかしながら、行政区の役員の皆さま方の業務負担が大きいことは、市も憂慮しているところです。業務負担を少しでも軽減するため、令和6年度からは、それまで月2回であった文書配布を月1回に削減しているところです。今後も業務負担の軽減に取り組んでまいります。

(担当：総務課)

◇ゴミの問題について

【ご意見・ご提案など】

旧大和地域は旧北魚沼郡との付き合いが太かったこともあり、現在も経済に関しては魚沼市に依存しているのが現状です。

そんな中で、魚沼プラントへのごみ搬入ができなくなることは、多大な負担であります。

以前、担当課からは令和9年から塩沢に運ばなければならな

いと説明を受けていたが、その際の理由として、北魚沼との契約が切れるためと説明を受けました。であれば、契約を更新したらいいではないですか。できない理由があれば、これを市民に公表してください。もっと議論をするべき、もっと市民へ知らせるべき重要なことです。本件は、切に善処を願いたい。

【お返事】

大和地域の「ごみ処理」については、旧大和町時代から北魚沼地域の自治体で構成された「小出郷広域事務組合」（平成16年解散）への事務委託により行われてきた経緯があります。魚沼市の現在のごみ処理施設「エコプラント魚沼」（平成4年稼働開始）が建設された際には、大和地域のごみ処理も見込んだ施設規模となっています。

南魚沼市、魚沼市とも現ごみ処理施設の老朽化に伴う更新時期を迎え、平成27年2月に両市と湯沢町が共同でごみ処理施設の建設及びごみ処理を行う「新ごみ処理施設建設に関する基本合意」を締結しました。しかしながら、建設予定地が決まらず、令和3年3月に解消され、両市はそれぞれでごみの処理施設を建設及び処理を行うことで新たに合意し現在に至っています。このことは、関係する2市1町の議会で報告するとともに、市報などでも既にお知らせしています。

この新たな合意では、「大和地域のごみ処理については南魚沼地域の新施設で処理する」と決定され、現在、両市が個別で進める「新ごみ処理施設建設」についても、この方針により進められています。

現在、南魚沼市で建設を進めている新ごみ処理施設は、令和13年の供用開始を目指しており、新施設の稼働に伴い大和地域のごみは全て南魚沼市のごみ処理施設で処理されることとなります。本来あるべき行政自治体ごとのごみ処理体制となるほか、現在懸案となっている魚沼市へのごみ処理費用の負担分についても解消されるものと考えています。

なお、大和地域の移行につきましても、さまざまな準備が伴うことから、概ね新施設が稼働する時期の前後を計画しており、今後はそれに関する広報を行ってまいります。

大和地域は、古くから北魚沼地域と生活上、密接な関係にあるものと認識しています。今後のごみ処理体制の変更にあつては、これまで定着してきたごみの分別変更や、運搬距離の増加

など、いろいろな面でご不便等をおかけしますが、できるだけ混乱を生じないように広報等に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

(担当：廃棄物対策課)

◇空き家管理者へのリフォーム補助金について

【ご意見・ご提案など】

実家の両親が築した留守宅（空き家）を管理しています。実家の居住権を持つものはいません。

「みんなスマイル改修補助金」は、南魚沼市居住者に限ったの制度ですが、一生懸命管理を頑張っている市外在住者が管理する住宅にも適用をお願いします。

【お返事】

この度いただいたご意見は、『南魚沼市「みんな住マイル」改修補助金』についてのことと推察し回答します。

当補助金は、市民の住環境の向上及び当市内での定住促進を目的としています。そのため、現時点では対象者の範囲を市外在住の方に拡大する予定はありません。

補助対象者の要件の一つに、「(工事をする対象)住宅の所有者又はその2親等以内の親族であること」が定められています。ご本人のみならず、お子様、お孫様が当該住宅に転居し、実際にお住まいになるためのリフォーム工事であれば、その方が申請者となることで補助金支給の対象とすることができますので、その際は当制度の活用を是非ご検討いただけますと幸いです。

(担当：都市計画課)

◇ふるさと納税の使い道について

【ご意見・ご提案など】

ふるさと納税は、どのようなところに使われているのでしょうか。私が目にするのは、今年昨年の道路補修など。これから冬に向かい、消雪に掛かるお金が予測できなく雪国ならではの出費です。消雪の補助などお考えでしょうか。また、塩沢地域に利用できる施設があまりにも少なく困っています。介護のことはお考えでしょうか。

【お返事】

ふるさと納税の寄附金は、寄附者が希望する寄附コースに沿って、市が政策的に推進する事業のほか、事業の優先度から先延ばしにされてきた事業など、一定の要件を満たす事業の財源として活用しています。

令和7年度は、健診施設等建設事業や保育料・副食費の無償化、老朽化した小中学校の大規模改修工事、介護施設大規模改修緊急5か年事業、緊急消雪施設等改修事業、緊急舗装等改修事業費、農業用水渇水対策への支援など、幅広い分野において活用しています。

寄附者の皆さまの南魚沼市を応援しようという気持ちを大切に、地域に還元され、地域の課題解決や発展に繋がるよう寄附金を活用していきたいと考えています。

ほかに記載の件につきましては、次のとおりとなります。

① 消雪に関する補助などについて

ふるさと納税を活用した消融雪費用に対する援助は、今のところ考えていません。

市では、従来から、高齢者や障がい者など、住宅の屋根雪や生活路の除雪を自力で行うことが困難な世帯に対して、労力軽減の手段として、除雪費用の一部を援助する「住宅除雪援助事業」を実施しています。

この事業は、屋根の形状、経済状態、親族の状況等、一定の基準を満たす世帯を対象としています。屋根雪で家屋が倒壊し、居住者に危険が及ぶことを防ぐため、市独自の事業として行っています。

「住宅除雪援助事業」につきましては、福祉課福祉総務係（電話 773-6667）が担当していますので、ご不明の点はお問い合わせください。

また、「生活でのお困りごと」などの相談については、市社会福祉協議会のくらしのサポートセンターみなみ（電話 773-6919）で行っていますので、ご参考までに申し添えます。

② 塩沢地域に介護サービスが少なく困っていることについて

介護サービス事業所が塩沢地域に少ないことから、六日町地域の事業所を利用される方も多くおられます。

市では、どの地域にお住まいでも介護サービスが利用できるように対応していきたいと考えています。そのために、ふるさと納税を活用して介護サービス事業所の運営が継続で

きるようケアマネジャーを育成するための支援金などの補助事業を実施しています。

介護サービスについて、利用のご相談やお困りのことがありましたら介護サービス事業所、ケアマネジャーにご相談ください。その他、介護高齢課やお近くの地域包括支援センターでもご相談をお受けしていますので、ご連絡ください。

介護高齢課

南魚沼市地域包括支援センター（本庁舎） 電話 773-6675

塩沢地域包括支援センター（塩沢庁舎） 電話 782-0252

（担当：企画政策課）

◇南魚沼市観光戦略について

【ご意見・ご提案など】

昨年、今年と友人4人を案内して南魚沼市を回りました。その感想を尋ねると「こんな素晴らしいところが日本に残っていたのか」「静寂な原風景を見る事ができた」など様々な感動的な言葉を聞くことができました。

お伝えしたいのは、案内した城内の妙音寺集落にある白山神社（白山様）を観光資源にしてはどうか。また、その際に白山神社の山頂まで手すりやリフトを設けて楽に登れるようにしたり、藤原集落の雷電様の湧き水、栃の大木も含めて市の観光スポットとして回遊性観光資源にしては。

【お返事】

妙音寺集落・白山神社の岩を観光資源とする件についてですが、観光客にとって魅力的に映る要素を地域資源として活用する視点は非常に重要だと考えています。白山神社の岩はこれまで地域として十分に周知・PRできていない資源と考えられるため、今後の観光プロモーションの対象とし、情報発信や広報（PR）に活かせるよう検討してまいります。なお、手すりやリフトの設置については市の施設ではなく所有者である行政区等の判断となるため、現時点ではご回答できません。

また、観光客に当市内を回遊していただき滞在時間を延ばすことは、地域経済にとって重要です。自然資源に触れることが観光客の満足度向上につながるのであれば、活用の推進を検討してまいります。

（担当：商工観光課）